

社会資本整備審議会
第31回公共用地分科会

平成28年3月16日

【清瀬総務課長】 本日は、ご多忙のところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。ただいまから社会資本整備審議会第31回公共用地分科会を開催させていただきます。

冒頭、進行を務めさせていただきます、国土交通省総合政策局総務課長、清瀬でございます。どうぞよろしく願いいたします。

まず、資料の確認をさせていただきます。前回と同様でございますけれども、上から、議事次第、委員名簿、配席図、それから、「公共用地分科会の運営について」という1枚紙がございます。あと、ピンク色の、八ッ場ダムについてのファイル、それから、A3の横でコピーが、意見対照表を拡大したものがございます。それから、あとはファイルで、参考のファイルが3冊あるかと思えます。資料の落丁等ございましたら、ご指摘いただければと思います。

本日は、高木委員が所用のためご欠席ということでございますけれども、委員8名中7名の方が出席でございますので、社会資本整備審議会令第9条第3項に基づき、国土交通大臣が定めた開催に係る定足数2分の1を満足していることをご報告いたします。

それでは、以後の議事の進行を山田分科会長をお願いいたします。よろしく願いいたします。

【山田分科会長】 おはようございます。それでは、議事を進めさせていただきます。

毎回申し上げますとおり、申し合わせに基づきまして、本会議は非公開としまして、事業認定告示後に、発言者が特定されない議事要旨を公開するということになっております。

本日は、前回に引き続きまして、八ッ場ダムの案件につきましてご審議をいただきたいと思えます。前回は、意見対照表のうち、前半部分についてご議論をいただいたわけでありまして、前半部分のご議論いただいた部分につきまして、ご議論を踏まえまして一定の修正をしていただいたということですので、その点について、まず、ご説明をいただきたいと思えます。

【伊藤土地収用管理室長】 土地収用管理室の伊藤でございます。どうぞよろしくお願
いいたします。

前回の委員会におきまして、ご指摘をいただきました。それを踏まえまして、修正した
意見対照表のほうをお手元にお配りさせていただいております。A3のほう、これは全体
版でございますが、置かせていただいております。意見書の番号に基づいてご説明させて
いただきます。

[Redacted content]

[REDACTED]

[Redacted text block]

ご説明は以上でございます。

【山田分科会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきまして、何かご意見等ございますでしょうか。

[Redacted text block]

【伊藤土地収用管理室長】 [Redacted]

[Redacted]

【山田分科会長】 [Redacted]

[Redacted]

【伊藤土地収用管理室長】 [Redacted]

[Redacted]

つのダムを選定し、最新の実績堆砂量のデータを用いて検証しており、その結果、妥当であるとされていることを確認しております。

また、起業者が霧積ダム流域と八ッ場ダム流域の堆砂影響要因を比較した結果、前者、霧積ダムのほうは谷が多く切り立った地形が発達しており、河床勾配も急峻であることから土砂が流入しやすいこと、一方、後者、八ッ場ダムのほうはもともと砂防や治山のダム、あるいは発電施設が古くから整備されて、土砂が捕捉される機会が多くあることなどから、そういったことから違いが生じている、同一条件下ではないとされていることを確認しております。

それでは、引き続きまして、ダムの位置につきまして、ご説明いたします。

67番でございます。67番は、現在の本体工事予定地について、昭和45年の国会答弁では、熱変質をした地質であると。3メートル幅の断層があるなどの理由で、不安定な状況であると答弁している、しかし、本格的な地質調査を行うことなく、吾妻溪谷をダムに沈めることに反対する世論のために、現在地に建設地を変更したとのご意見です。

建設地につきましては、文化庁と協議の結果、吾妻溪谷の保存が適切に行われるよう、現在の位置にされたことを確認しております。

また、起業者がボーリング調査や横坑調査等の調査、及び専門家の助言を踏まえて、建設地の基礎地盤全体について検討を行った結果、建設地の岩盤はダムを建設するのに問題はないと、そういうふうに行われていることを当方としても確認しております。

おめくりいただきまして、20ページでございます。事業計画のうち、その他に係る部分についてご説明をいたします。

68、69番は、八ッ場ダム計画は4回も計画変更しており、ダム計画そのものが破綻している、また、第4回変更の内容には事業費が入っておらず、都県側は錯誤に基づいて同意をしており、瑕疵があるとのご意見です。

基本計画の変更につきましては、いずれも法に基づき行われたものであり、適切に行われているものと認められます。

また、事業費につきましては、起業者は、総事業費内での完成を目指して最大限の努力をしていくこと、及び、コスト削減を行ってもなお総事業費の増額が必要となった場合には、法律に基づいて基本計画の変更手続をとる、こういったことを確認してございます。

70、71番でございますが、代替地の整備費用でありますとか、東京電力への減電補償、地すべり対策費など、今後500億円以上の増額になることが予想される、また、完

成後の維持管理費用は将来世代にとって負の遺産となるが、考慮しているのかと。こういったご意見でございます。

さきにも述べましたように、起業者は、総事業費内での完成を目指して最大限の努力をしていくこと、及び必要な場合は、法に基づき計画の変更手続をとることを確認しております。

また、土地収用法第20条の各要件のうち、第3号の要件の適合性について認定庁が行う判断につきましては、費用便益分析はその判断に際しての資料の一つにとどまるものでございます。

72番でございます。栃木は利根川からの被害はないので、栃木県への負担金は違法であるとのことご意見です。

地質のところでも述べましたけれども、計画高水位と沿岸の地盤高をもとに起業者が作成した氾濫図によりますと、栃木県にも利根川の洪水氾濫から守られるべき区域がございますので、治水上の利益を受けると判断していることを確認しております。

なお、栃木県で提起されました本件事業に係る公金支出差止等請求の訴訟について、最高裁判決が出ております。その中では、原告の上告を棄却するとされていることを確認しております。

引き続きまして、22ページをごらんください。73、74番でございます。73、74番は、特定多目的ダム法は既に立法事実が消失した、また、利水と治水は相反する機能であり、多目的ダム自体が矛盾を抱えているとのことご意見です。

法律の立法事実が消失しているといったご意見は、本件事業の認定の可否の判断において考慮すべき事項ではないと考えます。

なお、そもそも本件事業につきましては、ダム検証等の手続を踏まえて、継続するという対応方針が決定されたことを確認してございます。

75番でございますが、戸倉ダムなどは中止になったのに、なぜ八ッ場ダムは中止にならないのかといったご意見です。

ほかのダムに関する事業の判断はそれぞれ各事業主体が行うものであり、本件事業の認定の可否の判断において考慮すべき事項ではないと考えます。

76番でございますが、今後の治水対策のあり方に関する有識者会議が設置されたが、これまでダム依存河川行政を批判してきた者はその構成員から排除されていた、また、会議は非公開とされたとのことご意見です。

有識者会議につきましては、専門的知識を有する学識経験者が選定されていること、また、できるだけ忌憚のない意見交換を行う場にすべきとの観点から、非公開とされたことを確認しております。

77番でございます。ダムが原因で海岸の侵食が起きているとのご意見です。

土砂の流動の変化につきましては、ダム検証において、ダム地点の土砂の捕捉等も考慮してシミュレーションを行ったり、その結果によりますと、ダムの建設による土砂量の減少割合は小さく、問題がないとされていることを確認しております。

次に、環境についてご説明いたします。まずは全般に係るものです。

78番は、昭和60年に行った環境影響評価は、調査、影響予測等など不十分であり、また、平成7年以降、科学的な環境影響評価を行っておらず、吾妻川、利根川の自然環境に大きな悪影響を与えたとのご意見です。

起業者は、昭和60年11月に、当時の指針に基づき環境影響評価を実施しており、いずれの項目においても環境への影響は少ない等と評価されております。

また、起業者は、この環境影響評価以降に新たに得られた知見等を踏まえ、環境影響評価法に準じて任意で行ってきた調査の結果を昨年3月に取りまとめており、一部影響があるとされた項目についても、保全措置等の実施により影響は回避、軽減されるものと予測されていることを確認しております。

79番は、ハッ場ダム建設工事は、大量の二酸化炭素を発生させ、地球温暖化を加速させるとのご意見です。

本件事業の実施に当たりましては、地球温暖化対策法に基づき、低炭素型建設機器の使用、建設発生土のリサイクルなど、二酸化炭素排出量の削減に向けた取り組みを行っていることを確認しております。

続きまして、23ページをごらんください。動植物についてご説明させていただきます。

クマタカやイヌワシの繁殖が低下しているといったご意見でございます。

起業者が実施しているモニタリング調査等によりますと、クマタカ及びイヌワシについては、起業地周辺において営巣が確認されており、事業の実施により繁殖活動が低下する可能性があるとしております。このため、起業者は、騒音、振動の影響の抑制、また、工事実施時期の配慮等の措置を講ずるとともに、モニタリング調査、これを行っているのですが、それを継続し、専門家の指導、助言を受け、必要に応じて適切な保全措置を講ずることによって、可能な限り影響を回避、低減するとしていることを確認しております。

82番ですが、ダム建設によって希少植物が絶滅してしまう、また、吾妻溪谷が北限とされるイワタバコ等について、建設工事とともに生息地が破壊される危惧があるというご意見です。

起業者の現地調査の結果によりますと、本件事業の施工区域内にはカザグルマが確認されており、一部については既に移植されており、移植先で生育していることを確認しております。

また、マルバウマノスズクサ等については、現地調査では確認されておられません。

なお、北限であるイワタバコ等については、レッドリスト等に掲載されている重要な種ではないため具体的な影響の検討は行っておりませんが、今後、これらの種については、植物の専門家の意見を聞きながら、必要な対策を検討、実施していくことを確認しております。

次のページをごらんください。環境のうち、吾妻溪谷の部分についてご説明をいたします。

83番は、八ッ場ダム建設は、吾妻溪谷上流部と天然記念物川原湯岩脈、川原湯温泉の源泉などを沈めてしまうというご意見です。

ダム堤体建設地については、文化庁と協議を行った結果、吾妻峡の主要部分が残るようになるため、現在の位置となったことを確認しております。

また、本件事業の実施による現状変更については、文化財保護法に基づき、文化庁と協議を行った結果、水没する部分については記録保存に努め、水没しない岩脈については、可能な限りアクセスの確保等に努めることで同意を得ていることを確認しております。

川原湯温泉の源泉につきましては、移転代替地の利用が可能となるよう、配湯設備の整備を進めていくことを確認しております。

84番は、八ッ場ダムができれば、洪水で表面を洗い流す機会が激減し、溪谷の岩肌が今の美しさを維持することができないとのご意見です。

吾妻峡につきましては、現状におきましても、洪水時にも流水が及ばない上部の岩肌に植生が見られないため、本件事業による植生の変化は考えにくいとされていることを確認しております。

次、水質についてご説明をいたします。

85番は、吾妻川の水質はヒ素濃度が高く、飲料水としては不適であるというご意見です。水道用の取水点は利根川本線にあり、取水地点において、現状でもヒ素等の環境基準を

十分に満足していることを確認しております。

86番は、八ッ場ダム湖では、植物プランクトンが異常発生し、観光資源にならないと
のご意見です。

起業者は、指針等に基づき、富栄養化の指標であるクロロフィルaや全窒素等について
モデルを用いて建設後の予測を行っており、富栄養化の発生する可能性は低いとされてい
ることを確認しております。

以上でございます。

【山田分科会長】 ありがとうございました。64から86までご説明をいただきました。
た。

量が多いので、少しずつ区切ってご意見を伺いたいと思いますが、それでは、最初に6
4から66の砂の堆積の問題と、それから、67の位置の問題、そのあたりまでご意見を
伺いましょうか。

では、私から。 [REDACTED]

[REDACTED]

【伊藤土地収用管理室長】 [REDACTED]

【山田分科会長】 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

【伊藤土地収用管理室長】 [REDACTED]

【山田分科会長】 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

【伊藤土地収用管理室長】 [REDACTED]

【山田分科会長】 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

【伊藤土地収用管理室長】 [REDACTED]

【山田分科会長】 [REDACTED]

[Redacted]
【伊藤土地収用管理室長】 [Redacted]

【山田分科会長】 [Redacted]
[Redacted]

【伊藤土地収用管理室長】 [Redacted]

【小林委員】 [Redacted]

【山田分科会長】 [Redacted]

【小林委員】 [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

【木村委員】 [Redacted]
[Redacted]

【山田分科会長】 [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

【伊藤土地収用管理室長】 [Redacted]
[Redacted]

【山田分科会長】 [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

【河上委員】 [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

【伊藤土地収用管理室長】 [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

[Redacted]
【河上委員】 [Redacted]

[Redacted]
【高森係長】 [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

【河上委員】 [Redacted]
【高森係長】 [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

【河上委員】 [Redacted]
[Redacted]

【高森係長】 [Redacted]
【山田分科会長】 [Redacted]
[Redacted]

【高森係長】 [Redacted]
【山田分科会長】 [Redacted]
[Redacted]

【高森係長】 [Redacted]
【山田分科会長】 [Redacted]
【伊藤土地収用管理室長】 [Redacted]
[Redacted]

【山田分科会長】 [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

【河上委員】 [Redacted]
【山田分科会長】 [Redacted]
【池邊委員】 [Redacted]
[Redacted]

【山田分科会長】

【池邊委員】

【山田分科会長】

【池邊委員】

【山田分科会長】

【池邊委員】

【山田分科会長】

【伊藤土地収用管理室長】

【山田分科会長】

【木村委員】

【山田分科会長】

【伊藤土地収用管理室長】

【山田分科会長】

【伊藤土地収用管理室長】

【山田分科会長】 あと、よろしゅうございますか。砂の件はこのくらいでよろしいですかね。いろいろやっていると切りがないんでしょうけれども。

それでは、また、場合によっては戻るということにいたしまして、今度は68から77

までのその他のところを少しご議論いただきましょうか。

どうぞ、木村先生。

【木村委員】

【伊藤土地収用管理室長】

【木村委員】

【山田分科会長】

【伊藤土地収用管理室長】

【高森係長】

【山田分科会長】

【木村委員】

【山田分科会長】

【木村委員】

【山田分科会長】

【木村委員】

【山田分科会長】

【高森係長】 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

【山田分科会長】 [REDACTED]

[REDACTED]

【高森係長】 [REDACTED]

【木村委員】 [REDACTED]

【山田分科会長】 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

【伊藤土地収用管理室長】 [REDACTED]

【河上委員】 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

【山田分科会長】 [REDACTED]

【伊藤土地収用管理室長】 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

【河上委員】 [REDACTED]

【山田分科会長】 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

【伊藤土地収用管理室長】 [REDACTED]

【河上委員】 [REDACTED]

[REDACTED]

【池邊委員】 [REDACTED]

【河上委員】 [REDACTED]

【伊藤土地収用管理室長】

【山田分科会長】

【河上委員】

【山田分科会長】

【伊藤土地収用管理室長】

【山田分科会長】

【伊藤土地収用管理室長】

【山田分科会長】

【石川事務官】

【山田分科会長】

【河上委員】

【山田分科会長】

【河上委員】

【山田分科会長】

【河上委員】

【山田分科会長】

【河上委員】 [REDACTED]

【山田分科会長】 [REDACTED]

【伊藤土地収用管理室長】 [REDACTED]

【山田分科会長】 [REDACTED]

[REDACTED]

よろしゅうございますか。じゃ、差し当たりその他のところのご意見を承ったということにいたしまして、それでは、78番から86番までの環境の問題について、少しお伺いしたいと思います。

どうぞ。

【池邊委員】 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

【伊藤土地収用管理室長】 [REDACTED]

【池邊委員】 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

【山田分科会長】 [REDACTED]

【池邊委員】 [REDACTED]

【山田分科会長】 [REDACTED]

【池邊委員】 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

【伊藤土地収用管理室長】 [REDACTED]

[REDACTED]

【山田分科会長】 [REDACTED]

【伊藤土地収用管理室長】 [REDACTED]

[REDACTED]

【山田分科会長】 [REDACTED]

【伊藤土地収用管理室長】 [REDACTED]

【山田分科会長】 [REDACTED]

【伊藤土地収用管理室長】 [REDACTED]

【山田分科会長】 [REDACTED]

【池邊委員】 [REDACTED]

【山田分科会長】 [REDACTED]

【伊藤土地収用管理室長】 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

【山田分科会長】 [REDACTED]

【伊藤土地収用管理室長】 [REDACTED]

【池邊委員】 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

【伊藤土地収用管理室長】 [REDACTED]

[REDACTED]

【池邊委員】 [REDACTED]

[REDACTED]

【山田分科会長】 [REDACTED]

[REDACTED]

【池邊委員】 [REDACTED]

【山田分科会長】 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

【池邊委員】

【山田分科会長】

【山田分科会長】

【伊藤土地収用管理室長】

【田崎委員】

【伊藤土地収用管理室長】

【田崎委員】

【伊藤土地収用管理室長】

【山田分科会長】

【伊藤土地収用管理室長】

【山田分科会長】

【河上委員】

【伊藤土地収用管理室長】

【河上委員】

【伊藤土地収用管理室長】

【高森係長】

【伊藤土地収用管理室長】

【河上委員】

【伊藤土地収用管理室長】

【河上委員】 [REDACTED]

【伊藤土地収用管理室長】 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

【河上委員】 [REDACTED]

【伊藤土地収用管理室長】 [REDACTED]

【小林委員】 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

【伊藤土地収用管理室長】 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

【小林委員】 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

【山田分科会長】 [REDACTED]

[REDACTED]

【池邊委員】 [REDACTED]

【山田分科会長】 [REDACTED]

【池邊委員】 [REDACTED]

【伊藤土地収用管理室長】 [REDACTED]

【山田分科会長】 [REDACTED]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]。

【木村委員】 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

【山田分科会長】 [Redacted]

【伊藤土地収用管理室長】 [Redacted]

【池邊委員】 [Redacted]

【山田分科会長】 [Redacted]

[Redacted]

【池邊委員】 [Redacted]

【山田分科会長】 [Redacted]

【木村委員】 [Redacted]。

【山田分科会長】 [Redacted]

[Redacted]

【木村委員】 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

【山田分科会長】 よろしゅうございますか。

それでは、先へ行かせていただきます。それでは、87番からご説明を。

【伊藤土地収用管理室長】 25ページです。その他に分類されているものについて、ご説明をさせていただきます。

まず、代替地についてです。

87番から90番までですが、これは代替地関係なんですけれども、熱変質した火山砕屑岩を使用しているのです。湛水すれば崩れる可能性が高い、また、コンクリート擁壁を設け、谷を埋めて平坦地を造成する工法では、水抜きが不十分な場合は地すべりを引き起こす可能性がある、また、川原湯新駅直下のところで湧水が発生しており、パイプを打って

いるが、この対策は機能しておらず、地すべりがある、また、代替地は30メートル以上の高盛土を含む大規模な人工造成地を整備するという、一般ではあり得ない手法がとられた、こういったご意見でございます。

これらは、本事業とは別の代替地の整備に関することでありますので、本件事業の認定の可否の判断において考慮すべき事項ではないと考えております。

なお、起業者は、代替地の整備について、指針等に基づき設計、整備をすることとされており、盛土材として使用する土砂の物性の確認等を行っていること、また、造成地盛土には排水層を施工することによって排水が滞らないようにすること、そういった対応を行っていることを確認しております。

さらに、川原湯温泉駅直下の湧水につきましては、この盛土に設置した排水層からの湧水であり、地すべりとは関係ないことを確認しております。

91番は、新設する住宅地の坪単価が高く、補償金でそこに土地を買って家を建てるなら、吾妻郡を離れて、前橋、高崎に移ったほうが安いとのご意見です。

移転先の土地の確保に関する事項につきましては、本件事業の認定の可否の判断において考慮すべき事項ではないと考えております。

次は、スラグについてご説明いたします。

92番、93番でございますが、フッ素等の有毒物質が路盤材等として八ッ場ダム工事現場にまき散らかされた、起業者は解決方法やその時期を示していないと。不法投棄された場所と量を把握しているのか、そういったご意見です。

起業者は、鉄鋼スラグを出荷した記録があるなど、スラグが混入の可能性がある38工事について調査を行い、8工事13カ所において、基準値を超えた材料の使用があったことを確認しております。起業者は、この箇所について、全て関係する事業者の負担により撤去する方針としており、うち11カ所については既に撤去済みであり、今後、残りの箇所作業を速やかに進めるとしていることを確認しております。

なお、有害スラグを取り除いたとしても、有害なものがその下にしみ込んでいることはないのかといったようなお話もございました。これにつきましては、今後、例えば、取水地点等において水質調査を行っており、仮にそういった水質に異常が認められた場合には、原因等を含めて調査し、対応していくことを確認してございます。

次、26ページでございます。品木ダム根拠です。

これは上流にある品木ダムでございますが、94番、品木ダムのヒ素化合物を含む浚渫

物に関するご意見でございます。

これは上流部に温泉があることから、ヒ素の化合物の問題があるところでございますが、品木ダムの浚渫物につきましては、本件事業とは別の事業に関する事項であり、本件事業の認定の可否の判断において考慮すべき事項ではないと考えております。

なお、品木ダムの浚渫土の処理につきましては、許可権者である群馬県の指示等に基づき、適切に処理が実施されていることを確認しております。

95番は、八ッ場ダム湖からヒスタチン^①の中和生成物を浚渫しなければならなくなった場合、それをどのように処分するのかといったようなご意見です。

これは、上流部にある品木ダムにおいてちゃんと中和処理が行われており、中和沈殿物については品木ダムのほうで浚渫を行うなど、対応を行って、適切に管理されていることを確認しております。

次、埋蔵文化財です。

96番は、八ッ場ダム予定地は、縄文時代から江戸時代に至る遺跡の宝庫であるが、発掘に適切な手続がとられていないというご意見です。

本件事業の施工区域内には、周知の埋蔵文化財包蔵地が31カ所存在しますが、このうち4カ所については発掘調査が完了しており、残る27カ所についても、群馬県教育委員会との協議を行い、必要に応じて記録保存を含む適切な措置を講ずることとしていることを確認しております。

97番ですが、酸性水質により魚が生存できないため、観光資源として魅力がない、遺跡を生かしたほうがよいというご意見でございます。

遺跡につきましては、適切な手続がとられていること、また、関係住民で組織するダム対策委員会等で、ダム湖を中心とした地元の生活再建と地域振興の実現に向けた取り組みをこれまで実施してきていることを確認しております。

次のページをごらんください。事業認定手続についてご説明いたします。

98番は、八ッ場ダム建設工事は、ダム建設により失われる利益を上回る公益性があるとは認められず、土地収用法第20条の要件を満たさないというご意見です。

本事業により利根川流域における洪水被害が軽減されるとともに、渇水時においても安定供給可能な水量を確保することが可能になるため、公共の利益は相当程度存すると認められます。

一方で、環境影響評価の結果によりますと、いずれの項目においても環境に対する影響

は少ないなどと評価されており、また、埋蔵文化財についても適切な措置が講じられていることを確認しております。

以上のことから、本件事業の実施により得られる公共の利益と失われる利益等を比較衡量いたしますと、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められます。

99番でございますが、土地収用の手続を保留する起業地は横壁地区等であり、川原畑地区や川原湯地区等が対象外であることについて、納得できないとのご意見でございます。

これも本件事業の認定の可否の判断に当たっては、起業者が手続の保留を行うか否かは当該判断において考慮すべき事項ではないと考えております。

なお、起業者は、工事工程を考慮し手続保留範囲を設定していること、堤体の工事の進捗状況に合わせて手続保留範囲を設定していることを確認しております。

100番は、事業認定申請の説明会を開いた際に、参加地権者はわずか20名ほどだったと。これで起業者は必要な努力を行ったのかとのご意見です。

起業者は、事業説明会を開催するに当たり、場所、日時等について新聞紙において公告し、土地等に関して権利を有する者で同意を得ていない方に対して個別に通知をするなど、法令に基づいた適切な措置が講じられたことを確認しております。

101番ですが、事業認定の申請者と、その申請者に土地収用の法的根拠を与える事業認定庁が同一の機関であることは弊害のある制度であることのご意見です。

土地収用制度に対する意見であり、個別の事業の認定の可否の判断においてこれも考慮すべき事項ではないと考えております。

おめくりいただいて、102番です。102番は、本体工事が始まった現在も移転代替地は完成せず、住民の転出が続いた、また、雇用を創出するはずだった水源地域振興公社の設立も見送られたことのご意見です。

これらは、代替地に関する事業、あるいは群馬県の施策に関する事項であり、本件事業の認定の可否の判断において考慮すべき事項ではないと考えております。

なお、住民移転に関しましては、住民移転の方法といたしまして、高台に移転予定地を整備することで地元住民と合意し、代替地を整備しておりますが、その分譲に関しては、完成したところから順に移転を行っており、残る代替地についても、現在、完成に向けて整備を進めていることを確認しております。

また、雇用も含めた地域振興につきましては、関係住民で組織するダム対策委員会等において、ダム湖を中心とした地元の生活再建と地域振興の実現に向けた取り組みを行って

いることを確認しております。

103番は、水没地の道路や河川について、なかなか直さないといったような行政圧迫があったとのことご意見です。

本件事業に含まれない道路や河川に関する事項であり、本件事業の認定の可否の判断において考慮すべき事項ではないと考えております。

なお、本件事業の貯水池及びその周辺に存する道路や河川については、各管理者が維持管理の必要に応じて適切に対応してきたことを確認しております。

104番ですけれども、国会で廃案になったダム中止後の生活再建支援法を出し直し、現地の方々が自然環境、文化歴史遺産を生かした観光地を築けるよう支援すべきとのことご意見です。

法案の成否等につきましては本件事業とは関係なく、個別の事業の認定の可否の判断において考慮すべき事項ではないと考えてございます。

次は、情報開示関係です。

105番は、情報公開が不十分であるとのことご意見です。

事業認定庁は、土地収用法に基づき、事業認定申請書等を起業地がある群馬県長野原町に送付し、同庁において起業者の名称等とともに意見書が提出できる旨が公告され、縦覧がなされたことから、問題はないと認められます。

なお、事業認定が申請されたこと及び意見書等が提出できることについては、国土交通省のホームページにおいても掲載しております。

続いて、起業者姿勢です。

106番は、認定庁が事業認定の告示をすると、補償交渉基準とは別の基準で資産が強制的に取り上げられるとのことご意見です。

土地収用法に基づく損失の補償については、原則として収用委員会において判断されるものであり、本件事業の認定の可否の判断において考慮すべき事項ではないと考えております。

最後のページでございます。107番です。107番は、国交省は、水没地区住民全員の移転が済むまで本体工事を始めないと説明してきたのに、工事を始めているとのことご意見です。

本件事業の着手時期に関する事項は、当該判断において考慮すべき事項ではないと考えております。

ご説明は以上でございます。

【山田分科会長】 ありがとうございます。

それでは、87番、25ページからをご説明いただきましたけれども、差し当たり、87の代替地のところから次のスラグ、品木ダム、それから、97番の埋蔵文化財あたりまで2枚ほどについてご意見をまず承りましょう。

[REDACTED]

【伊藤土地収用管理室長】

【山田分科会長】

[REDACTED]

【木村委員】

【山田分科会長】

[REDACTED]

【田崎委員】

[REDACTED]

【高森係長】

[REDACTED]

【伊藤土地収用管理室長】

[REDACTED]

【田崎委員】

[REDACTED]

【高森係長】

[REDACTED]

[Redacted]

【田崎委員】 [Redacted]

【山田分科会長】 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

【池邊委員】 [Redacted]

【山田分科会長】 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

【高森係長】 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

【田崎委員】 [Redacted]

[Redacted]

【高森係長】 [Redacted]

[Redacted]

【田崎委員】 [Redacted]

【高森係長】 [Redacted]

【河上委員】 [Redacted]

[Redacted]

【伊藤土地収用管理室長】 [Redacted]

【河上委員】 [Redacted]

【山田分科会長】 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

【河上委員】 [Redacted]

【山田分科会長】 [Redacted]

[Redacted]

【木村委員】 [Redacted]

【山田分科会長】 [Redacted]

【木村委員】 [Redacted]

【高森係長】 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

【山田分科会長】 [Redacted]

[Redacted]

【木村委員】 [Redacted]

[Redacted]

【山田分科会長】 [Redacted]

[Redacted]

【高森係長】 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

【山田分科会長】 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

【木村委員】 [Redacted]

【山田分科会長】 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

【小林委員】 [Redacted]

【伊藤土地収用管理室長】

【小林委員】

【伊藤土地収用管理室長】

【高森係長】

【小林委員】

【伊藤土地収用管理室長】

【山田分科会長】

【伊藤土地収用管理室長】

【山田分科会長】 じゃ、ここまではよろしゅうございましょうか。

どうぞ。

【池邊委員】

【伊藤土地収用管理室長】

【池邊委員】

【山田分科会長】

【池邊委員】

【山田分科会長】

【池邊委員】

【高森係長】

【河上委員】

【高森係長】 [Redacted]

【池邊委員】 [Redacted]

【山田分科会長】 [Redacted]

[Redacted]

【植田課長補佐】 [Redacted]

【河上委員】 [Redacted]

【植田課長補佐】 [Redacted]

[Redacted]

【山田分科会長】 [Redacted]

[Redacted]

【池邊委員】 [Redacted]

【山田分科会長】 [Redacted]

【池邊委員】 [Redacted]

【山田分科会長】 [Redacted]

【植田課長補佐】 [Redacted]

[Redacted]

【池邊委員】 [Redacted]

【山田分科会長】 [Redacted]

[Redacted]

【植田課長補佐】 [Redacted]

[Redacted]

【山田分科会長】

【池邊委員】

【山田分科会長】

【伊藤土地収用管理室長】

【池邊委員】

【山田分科会長】

それでは、その他のところから、98からからおしまいまで参りましょうか。

【木村委員】

【伊藤土地収用管理室長】

【山田分科会長】

【木村委員】

【山田分科会長】

【伊藤土地収用管理室長】

【山田分科会長】 [REDACTED]

【伊藤土地収用管理室長】 [REDACTED]

【山田分科会長】 [REDACTED]

【木村委員】 [REDACTED]

【山田分科会長】 [REDACTED]。

【河上委員】 [REDACTED]

【山田分科会長】 [REDACTED]

【河上委員】 [REDACTED]。

【山田分科会長】 [REDACTED]

【小林委員】 [REDACTED]

【河上委員】 [REDACTED]

【山田分科会長】 [REDACTED]

【河上委員】 [REDACTED]

【山田分科会長】 [REDACTED]

【伊藤土地収用管理室長】 [REDACTED]

【木村委員】 [REDACTED]

【伊藤土地収用管理室長】 [REDACTED]

【木村委員】 [REDACTED]

【山田分科会長】 [REDACTED]

【伊藤土地収用管理室長】 [REDACTED]

【山田分科会長】 [REDACTED]

【伊藤土地収用管理室長】 [REDACTED]

【山田分科会長】

【木村委員】

【伊藤土地収用管理室長】

【河上委員】

【山田分科会長】

【木村委員】

【伊藤土地収用管理室長】

【木村委員】

【伊藤土地収用管理室長】

【山田分科会長】

【河上委員】

【山田分科会長】

【伊藤土地収用管理室長】

【木村委員】

【山田分科会長】

【伊藤土地収用管理室長】

【山田分科会長】

性について見てまいります。

まず、第1号の要件、法に定める収用適格事業かどうかです。本件事業は、土地収用法の第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当します。したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断されます。

第2号の要件、起業者が事業を遂行するに当たり、十分な意思と能力を持つかどうかということです。起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していること、1級河川の管理は河川法第9条第1項の規定により、国土交通大臣が行うものとされていることなどの理由から、起業者は本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められます。したがって、本件事業は法第20条第2号の要件を充足すると判断されます。

第3号の要件です。第3号の要件は、事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するかどうかということです。ここでは、得られる公共の利益と失われる利益を考えるとともに、事業計画が合理的かどうかを考え、比較衡量を行います。

少し長くなりますが、ご説明いたします。まず、得られる公共の利益です。利根川水系は、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県及び東京都の1都5県にまたがり、首都圏の社会経済活動に必要な都市用水及び農業用水を供給する重要な河川です。しかし、同流域は古くからたびたび洪水に見舞われており、中でも昭和22年9月のカスリーン台風では、死傷者3,520名、床上・床下浸水約30万戸という甚大な被害をもたらしました。また、近年でも、堤防の漏水被害や溢水による家屋の浸水被害が発生しております。

一方で、昭和47年から平成25年の間には、おおむね3年に1回の割合で渇水が発生しており、市民生活はもとより、経済活動にも大きな影響を与えています。

また、首都圏では、経済発展や人口集中に対応するため、これまでも利根川水系等の水資源開発を進めてきたところですが、十分な水量が確保されておらず、首都圏の水需要に対して不安定な状況となっています。

このような状況に対処するため、利根川水系の治水対策として、平成18年2月に策定された基本方針において、年超過確率200年に1規模の洪水を対象に、八斗島における基本高水のピーク流量を2万2,000立米/毎秒と定め、本件事業による八ッ場ダムを含めた各洪水調節施設により、5,500立米/毎秒を調節することとしています。

また、平成25年5月に策定された整備計画においては、年超過確率70分の1から80分の1規模の洪水を対象とし、八斗島における目標流量を1万7,000立米/毎秒とし、本件事業を含む洪水調節施設により、3,000立米/毎秒程度を調節することとして

います。

本件事業は、この基本方針及び整備計画における洪水調節施設の一つとして、特定多目的ダム法に基づくダム基本計画において、八ッ場ダムを建設する地点で計画高水流量3,000立米のうち、2,800立米を調節することとされており、そのために必要な容量として、洪水期に6,500万立米を確保することとしています。

また、さらに本件事業は、水資源開発促進法に基づき、平成20年7月に閣議決定された利根川水系の水の利用計画、フルプランにおいて、近年の20年に2番目の規模の渇水でも年間を通して安定的に都市用水の利用を可能とするために整備する施設の一つとして位置づけられており、ダム基本計画においては新たな水道用水として、茨城、群馬、埼玉、千葉及び東京の1都4県の9つの水道事業者が供給する地域に1日最大184万8,000立米を供給し、また、新たな工業用水として、群馬及び千葉に工業用水道事業者が供給する地域に1日最大7万800立米を供給することとしています。

本件事業は、これらの計画に基づき、利根川水系の流域における洪水被害の軽減、水道用水及び工業用水の確保等を目的とした多目的ダムを吾妻川に建設するものです。本件事業の完成により、ほかの洪水調節施設と相まって、整備計画に定める八斗島における目標流量1万7,000のうち、3,000立米/毎秒を調節することにより、洪水被害が軽減されることとなります。

また、吾妻川における流水の正常な機能の維持のために必要な流量を確保しつつ、近年の20年に2番目の規模の渇水時においても安定供給可能な水量の確保に寄与することが認められます。

これらのことから、本件事業は、流域住民の生命及び財産の保護並びに水道用水及び工業用水の安定的な確保とともに、河川環境の保全に寄与することが認められます。したがって、本件事業の施工により得られる公共の利益は相当程度存すると認められます。

次に、失われる利益です。本件事業が生活環境等に与える影響については、起業者において、当時の指針に基づき、昭和60年11月に環境影響評価を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても環境に対する影響は少ない等と評価されています。また、新たに得られた知見も踏まえ、起業者が環境影響評価法等に準じて任意で環境影響評価の調査を実施したところ、影響があるとされたものについても必要な措置をすることなどにより、環境への影響が回避または軽減されると予測されていることから、起業者はこれらの措置をちゃんと講ずることとしています。

同評価等によりますと、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物についてはカモシカやヤマネ、イヌワシ等、また、オオタカやクマタカ、ハヤブサ等が、また、植物についてはミョウギカラマツ等が確認されております。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息または生育環境が広く残されていることなどから、影響が小さいとされた種以外のものについても保全措置を行うことにより、影響が回避、軽減されると予測されています。主な保全措置として、具体的には、イヌワシ及びクマタカについては、工事期間中の建設機械等の稼働等により繁殖活動が低下する可能性があることから、起業者は工事実施時期を配慮するとともに、モニタリング調査をちゃんと継続し、専門家の指導、助言を受け、必要に応じて適切な措置を講ずると。ちゃんとそういうことをしています。

また、地形及び地質については、名勝である吾妻峡、また、天然記念物である川原湯岩脈がありますが、起業者は、文化庁あるいは群馬県教育委員会等との関係機関との協議を踏まえ、記録保存を行うとともに、緑化等を含む必要な対策を実施することとしています。

埋蔵文化財については、本件事業の施工区域内には周知の包蔵地が31カ所存在しますが、うち4カ所については発掘調査が完了しており、残る27カ所についても教育委員会等と協議を行い、必要に応じて記録保存を含む適切な措置を講ずることとしています。

したがって、本件事業の施工により失われる利益は軽微であると認められます。

次に、事業計画の合理性です。本件事業は、利根川水系の流域における洪水被害の軽減、吾妻川の流水の正常な機能の維持、水道用水等の確保等を目的とし、総貯水容量1億750万立米の重力式コンクリートダムを建設する事業であり、本件事業の事業計画は、これらに必要な水量を確保する上で適正な規模であると認められ、また、河川管理施設等構造令等に定める規格に適合していると認められます。また、貯水池周辺における地すべり等の対策については、起業者は現地対策の要否を含め、詳細な検討、設計を行っており、その結果を踏まえ、必要に応じて対策を講ずることとしています。

なお、本件事業の建設位置については、上流案——これは申請案——及び下流案の2案による比較が行われており、下流案に比べ申請案のほうが吾妻峡の主要部分に当たる影響が小さいことなどから、申請案のほうが合理的であると認められます。

したがって、本件事業の事業計画については合理的であると認められます。

長くなりましたが、以上のことから、得られる公共の利益と失われる利益と比較衡量しますと、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められます。したがって、

本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断されます。

最後、法第20条第4号の要件、公益上の必要性があるかどうかについてです。まず、事業を早期に施工する必要性ですが、先ほど述べたように、利根川水系の流域では幾度も洪水被害が発生していること、首都圏の水需要に対して十分な水量が確保されていないことから、利根川流域の洪水調整、吾妻川の流水の正常な機能の維持、水道用水等の確保等のため、できる限り早く本件事業を施工する必要があると認められます。

また、東京都など各自治体より、本件事業の早期完成に関する強い要望が寄せられています。したがって、本件事業を早期に施工する必要性は高いものと認められます。

また、起業地の範囲ですが、本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められます。したがって、本件事業は土地を収用し、または使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断されます。

以上のとおり、本件事業は法第20条の各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定を行うことは妥当であると考えます。

以上でございます。

【山田分科会長】 それでは、事業認定に関する考え方、これについて何かご意見ございますでしょうか。

【木村委員】

【山田分科会長】

【木村委員】

【山田分科会長】

【伊藤土地収用管理室長】

【池邊委員】

■■■■■
【伊藤土地収用管理室長】 ■■■■■

【山田分科会長】 ■■■■■
■■■■■
■■■■■
■■■■■
■■■■■

【伊藤土地収用管理室長】 ■■■■■

【小林委員】 ■■■■■
■■■■■
■■■■■
■■■■■
■■■■■

【山田分科会長】 ■■■■■

【小林委員】 ■■■■■
■■■■■

【山田分科会長】 ■■■■■
■■■■■
■■■■■

【伊藤土地収用管理室長】 ■■■■■

【山田分科会長】 ■■■■■

【小林委員】 ■■■■■
■■■■■

【山田分科会長】 ■■■■■
■■■■■

【伊藤土地収用管理室長】 ■■■■■

【山田分科会長】 よろしゅうございますか。

それでは、だんだん時間も押してまいりましたので、ほかにご意見がないようでしたら、分科会としての意見の取りまとめをさせていただきたいと思いますが、少しいろいろご修正のご意見はございましたけれども、そこら辺の修文についてはまた私にご一任いただい

たという上で、一応、基本的な結論として、国交省からご提案のあったとおり、事業認定をしてよろしいということを分科会の意見とするということによろしゅうございましょうか。

(「了解です」と呼ぶ声あり)

【山田分科会長】 それでは、特にご異議がないようでしたら、そういうことで意見を集約したいというふうに思います。

では……。

【河上委員】 いいですか。

【山田分科会長】 どうぞ。

【河上委員】

[Redacted]

【山田分科会長】

[Redacted]

【河上委員】

[Redacted]

【山田分科会長】

[Redacted]

【河上委員】

[Redacted]

【山田分科会長】

[Redacted]

